

北海道地方交通審議会船員部会  
第2回北海道海上旅客運送業最低賃金専門部会  
議事概要

開催年月日 令和6年12月9日(月)

開催場所 札幌第2合同庁舎(8階会議室)

□議 題□

1. 北海道海上旅客運送業最低賃金の改正(審議)
2. その他

議事概要□

- ・ 審議に入り、前回の議論を踏まえ、労働者委員及び使用者委員の双方がそれぞれ検討してきた結果について、意見が述べられた。
- ・ 労働者委員より、物価の上昇、周囲の状況及び中央の引き上げ額等を総合的に見て、最低賃金の引き上げは必要であるとの意見があった。
- ・ 使用者委員より、最低賃金の引き上げは当然であるが、引き上げ幅については、会社の回復状況等を踏まえ、労働者側と具体的な数字を話し合いたいとの意見があった。
- ・ 労使委員相互間で意見に隔たりがあることから、部会長の勸奨により、労使委員双方のみで協議を行った。
- ・ 協議を行ったが労使委員相互間の意見に隔たりがあり、両者間による意見の調整が困難であることから、公益委員が労働者委員及び使用者委員から、それぞれ個別に意見を聴取した。
- ・ 公益委員のみによる協議を経て、公益委員より、改定(案)【職員：9,000円の引き上げ/部員：9,000円の引き上げ】が示された。
- ・ 最低賃金額(月額)は、職員について263,800円、部員について202,950円とする案が了承された。
- ・ 事務局より、当専門部会の結論については、他の業種の最低賃金専門部会の結論と合わせて、直近の船員部会へ付議することをはじめ、効力発生までの手続きに関する説明があった。
- ・ その他として、労働者委員より、航海士や機関士が乗り組んでいない船舶においては、船長や機関長について、最低賃金の改定が反映されるよう行政指導をお願いしたいとの意見があった。
- ・ 海事振興部長より、諮問した北海道運輸局を代表して、部会長及び各委員へ謝辞があった。
- ・ 部会長より各委員へ謝辞があり、これをもって本年度の最低賃金専門部会を終了した。

(以 上)